

第49回 子ども大凧合戦大会 実施要項

資料 1

1 目的

こどもたちが凧作りを通して凧の原理と凧揚げの方法を学び、合戦の楽しさやルールを通して協力することのすばらしさを体験し、「凧合戦」という伝統行事を継承する担い手として育成することを目的とする。

2 主催 白根地区公民館・味方地区公民館・月潟地区公民館・白根凧合戦協会

3 共催

- ・白根小学校PTA ・味方小学校PTA ・大通小学校PTA ・臼井小学校PTA
- ・茨曾根小学校PTA ・小林小学校PTA ・庄瀬小学校PTA
- ・根岸小学校PTA

4 事務局

- ・白根地区公民館 ・味方地区公民館 ・月潟地区公民館

5 日時

開催日	6月3日(水)	(順延)6月6日(土)
開催・順延・中止の周知 ※1、2 (代表者にメール送信・白根地区公民館公式 SNS)	8時30分頃	7時頃
受付開始 (東側堤防上協会本部前)	13時15分	8時30分
開戦式 (//)	14時	9時
競技終了 ※3、4 (終了30・10・5・1分前にアナウンス)	17時	11時
閉戦式 (東側堤防上協会本部前)	17時30分頃	11時30分頃

※1 6日も開催困難と主催者が判断した場合は「中止」とする。

※2 開催時は午前11時に煙火を打ち上げる(6日の場合は午前8時)。

※3 天候と風向きにより、時間を変更する場合がある。(参考 実施要項12)

※4 競技終了後の凧揚げは禁止とする。

6 会場 中ノ口川堤防上(凧見橋から白根橋の区間)

7 参加資格

南区内の子ども会(子ども会組織がなければ町内・集落・PTA単位のこどもで編成してもよい。)を単位としてチームをつくることとする(合同チームも可)。

なお、所属する子ども会や小学校が不参加の場合などで、児童が参加を希望する場合に、参加先チームの同意のもと、個人で別チームに参加することを妨げないが、保険加入等手続きを確実に行うものとする。

8 申込み

参加希望チームは、申込書により事務局(白根・味方・月潟の各地区公民館)へ申し込む。

9 凧の大きさ及び枚数

協会幹旋の凧紙(和紙)で、2間×9尺の大きさとし、鼻緒はワラナワか、紙ナワを使用し、枚数は各組とも4枚以内とする。

凧骨一本一本と鼻緒、タスケ木にはチーム名を必ず明記すること。

10 本 綱

凧合戦協会幹旋のクレモナロープとする。

11 広告

凧に広告や宣伝、こどもの氏名等は記入しないこと。(ただし、小学校の「創立〇周年」の記入など、営利目的でないものは、認める場合がある。)

12 その他

- 1) 代表者会議には各チーム必ず1名は出席すること。また決定事項は必ず厳守すること。違反チームは退場処分とする。
- 2) 主催者は、煙火の打ち上げ、放送機器の準備、救命ボートの用意、救護体制、交通整理等に最大限の配慮をし、参加チームは自チームの事故防止に努めるものとする。
- 3) こどもの活動を主体とし、大人はこどもの安全管理と凧揚げの技術指導を主たる任務とする。ルール順守を徹底するとともに、こどもたちの動向を把握し、競技が円滑に進むよう努める。
- 4) 手袋・帽子・長袖シャツ・長ズボン等、ケガ防止に配慮した服装で参加すること。ただし、綱を引く際は、チーム判別及び安全のため、こども・大人とも必ずハッピを着用する。
- 5) チーム代表者は必ず腕章を付け、凧を移動させるときは必ず笛を吹き、注意を促す。なお、競技について協会へ確認や問い合わせができるのは、代表者のみとする。
- 6) 開・閉戦式には、チーム代表者及びこども(10人以内)は必ず参加すること。
- 7) 堤防上の上手にスタートラインを引き、その地点から審判員の合図で1チームずつ順に揚げる。2回目以降は審判員の指示に従う。
- 8) 電線や屋根に掛かった場合、絶対に綱を引っ張らず、本部(協会)に連絡し審判員の指示に従う。
- 9) 大会中、合戦会場内でのタバコは厳禁とする。
- 10) 救急を要する事故が起きた場合は、本部救護員及び近くの審判員に申し出て対応する。
- 11) 万一事故があったときに備え、各チームは必ず任意保険に加入すること。
- 12) 終了後のゴミ拾い、後片付けは全員で協力して行う。ゴミは各自で持ち帰る。(凧の残骸は各チームで処理をする。)
- 13) 寄付集め等は、大凧合戦に支障をきたさないように最小限に抑え、経費削減につとめること。
- 14) ビニールひもでの凧制作は、環境保護のため大凧に準じて禁止とする。
- 15) 凧を揚げないこども及び保護者等の安全を確保するため、各チームの待機場所として有料・無料観覧席及び民間栈敷(営業している場合は除く)を開放する。(営業している栈敷には絶対立ち入らないこと。)
- 16) 要項の変更及びトラブル、他ここに定めのない事項については、主催者に一任する。